

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その3)

令和5年(2023年)

目 次

議案第 105 号 鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について… 5

議案第 105 号

鎌倉市国民健康保険条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年） 2 月 8 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の給付額を引き上げるものである。

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例
鎌倉市国民健康保険条例（昭和34年9月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項の規定は、施行日以後の出産について適用し、施行日前の出産については、なお従前の例による。